

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 8 年 8 月 18 日

独立行政法人水資源機構
豊川用水総合管理所
所長 山本 政彦

1. 目 的

この歩掛参考見積の募集は、豊川用水二期事業で予定している工事の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7 年・8 年度一般競争（指名競争入札）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出して下さい。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な作業員、資機材の人数等を記載して提出して下さい。

なお、参考見積書の様式は問いませんが、別紙 1 および別紙 2、見積書の様式（例）を参考として下さい。

- (2) 提出期間：令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 所長 山本 政彦 宛

【担当】工務課 宮川恒希

〒440-0801 豊橋市今橋町 8 番地

TEL：0532-54-6582 FAX：0532-54-6526

mail: koki_miyagawa@water.go.jp

【問合せ先】 調査設計課 村上知史

〒440-0801 豊橋市今橋町8番地

TEL：0532-65-6538 FAX：0532-53-8721

mail: tomohumi_murakami@water.go.jp

(4) 提出方法

書面は持参、郵送、メール又はFAX（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

(1) 工事基本条件

1. 作業概要

ワイヤーソーイング工法による既設コンクリート構造物の切断作業となります。作業箇所は、愛知県豊橋市内にある豊川用水東部幹線水路施設内となり、最大部材厚は $t=55\text{cm}$ の計画です。

2. 施工条件

豊川用水東部幹線水路に設置された合流工の角落しを利用し、仮締切りを先行して行います。施工時期は、非かんがい期（10月～3月）を計画しており、そのため、ワイヤーソーイング工法施工時の作業エリアは、ドライとなることを想定しています。また、側壁①②の施工時には、施工箇所下端部まで土砂掘削が終了しており、昇降設備も設置されている状況となります。

3. その他条件

作業足場等の仮設工については、添付図面を確認していただき、必要に応じて計上して下さい。

(2) 工事作業項目、作業内容

作業項目	作業内容	作業数量
コンクリート切断工	ワイヤーソーイング工法による既設コンクリートの切断	1m ² 当たり
コンクリート削孔工	コンクリート穿孔機による既設コンクリートの削孔	1箇所 当たり
仮設工	必要に応じて	1式 当たり

(3) 工事費の構成と歩掛見積依頼範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積依頼範囲は、基準書で定義されている直接工事費のうち、上記(2)「工事作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な作業員、資機材の人数等を徴取します。

(4) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和 8 年度公共工事設計労務単価」における「調査対象職種」の定義・作業内容」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出して下さい。

- (1) 提出期間 : 令和 8 年 8 月 20 日（木）から令和 8 年 9 月 1 日（火）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出場所 : 3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法 : 3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間 : 令和 8 年 9 月 4 日（金）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
- (2) 閲覧方法 : ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. 見積有効期限

令和 9 年 3 月 31 日までとします。

10. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、工事の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、工事積算の目的以外には使用いたしません。

以 上